

# 障害者の居住支援について

(地域生活支援拠点等の整備の推進について)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

## 現状・課題

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支える提供体制を構築するため、居住支援のための5つの機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）について、市町村が中心となって地域の実情に応じて整備するものである。
- 第6期障害福祉計画に係る基本指針においては、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」を図ることを掲げている。
- また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、地域生活支援拠点等の整備の推進のため、市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設した。
- 市町村に対する調査では、令和3年4月時点で922市町村が整備済みであり、一部の市町村では整備未定となっている。  
また、整備済みの市町村においても、必要な機能が備わっているのか継続的に検証・検討し、機能の充実を図っていく必要がある。

## 検討事項（論点）

- 地域生活支援拠点等の整備の推進についてどう考えるか。

### <論点>

- ・ 地域生活支援拠点等が未整備の市町村の整備を推進するとともに、整備済みの市町村においては地域のニーズに応じた必要な機能が備わっているのか継続的に検証・検討し、機能の充実を図っていく必要がある。  
地域生活支援拠点等の整備や機能の充実を図っていくための方策について、どう考えるか。

## 検討の方向性

(地域生活支援拠点等の法令上の位置付けの明確化等)

- 地域生活支援拠点等については、障害福祉計画に係る基本指針（告示）や通知により市町村における整備を推進してきたところであるが、一部の市町村での整備に留まっている。  
市町村における地域生活支援拠点等の整備を推進するため、地域生活支援拠点等の法令上の位置付けの明確化を検討してはどうか。  
その際、第6期障害福祉計画に係る基本指針において、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としていることを踏まえ、市町村による地域生活支援拠点等の整備を推進する観点から、市町村における整備の努力義務化について検討してはどうか。
- また、地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るものであり、具体的には、
  - (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える
  - (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からの共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援することを目的としたものであるが、当該目的を踏まえ、地域生活支援拠点等が備えるべき具体的な機能・役割等について、地域の関係機関との関係整理も含め検討してはどうか。
- あわせて、地域生活支援拠点等の運営に当たっては、市町村が地域生活支援拠点等に位置づけた相談支援事業所や短期入所事業所等に対する障害福祉サービス等報酬の加算や、地域生活支援事業費等補助金の「地域移行のための安心生活支援」の補助制度の活用が可能であるが、市町村が主導的に地域生活支援拠点等の整備や機能強化を図る観点や、地域生活支援拠点等が期待される役割を果たすことができる体制整備を図る観点から、報酬等を含め必要な検討を行っていくこととしてはどうか。

(地域生活支援拠点等の標準的な評価指標や評価プロセスの提示)

- 地域生活支援拠点等について、形式的な整備が目的化している自治体があるとの指摘がある。  
地域生活支援拠点等については、市町村が、地域の利用者や家族等からニーズを把握し、継続的に地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか検証し、地域の実情に応じて必要な機能の強化を図っていくことが重要。  
令和3年度障害者総合福祉推進事業において、各市町村が、地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、PDCA サイクルを通じて継続的に検証・検討するための標準的な評価指標や評価のプロセスを検討することとしている。  
今後、本調査研究事業を踏まえ、標準的な評価指標や評価のプロセスを全国的に周知を図り、市町村におけるPDCA サイクルを通じて地域生活支援拠点等の機能の充実を推進していくこととしてはどうか。

(市町村に対する働きかけ)

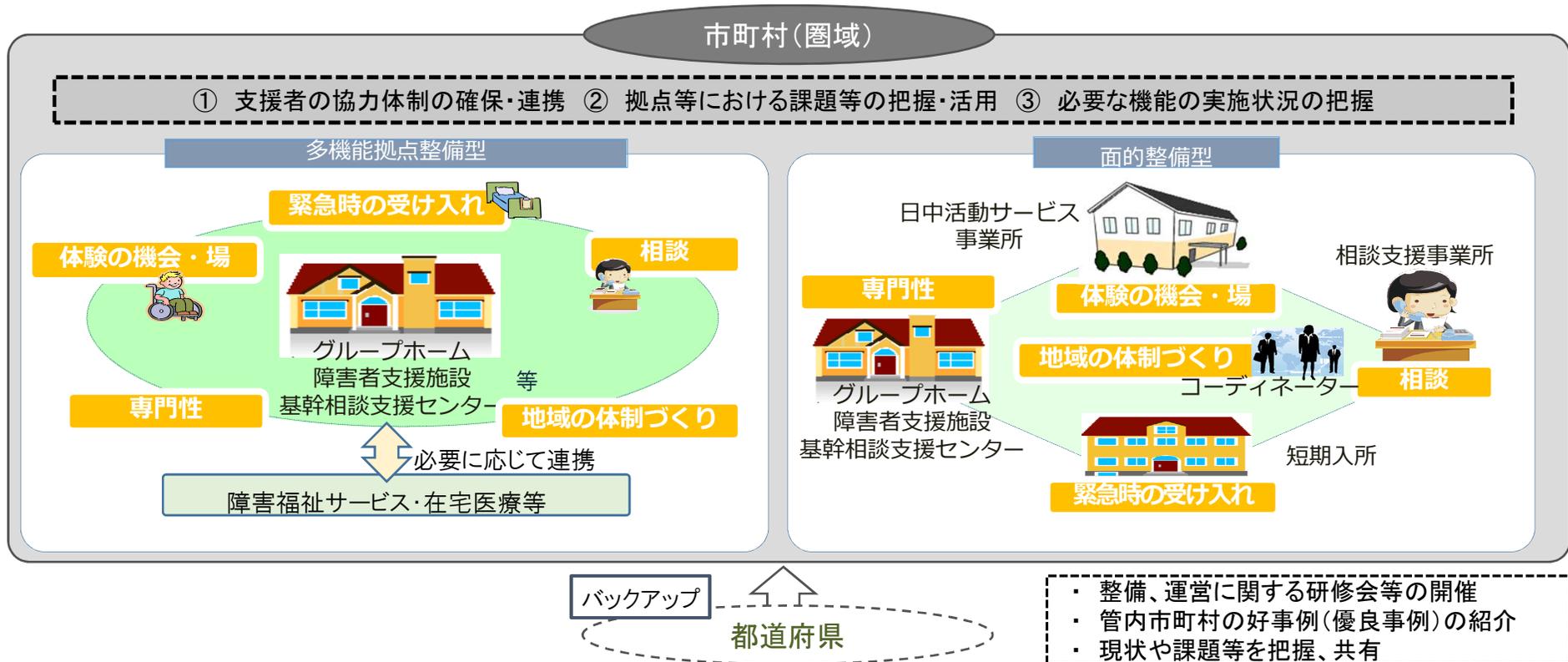
- 引き続き、国として、市町村に対する地域生活支援拠点等の整備や機能の充実の働きかけの実施や、好事例の周知などにより、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実を図っていくこととしてはどうか。

# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

## ●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



# 地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

〔平成29年7月7日付け 障障発第0707第1号  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知〕

## 趣旨

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

## 整備の目的

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

## 必要な機能等

- 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。
  - ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応
  - ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成
  - ⑤ 地域の体制づくり
- ※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。
- ※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
- ※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

## 運営上の留意点

- 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。
- 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。

## 市町村・都道府県の責務と役割

### 【整備に向けた取組】

- 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。
- 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。  
(拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要)

### 【必要な機能の充実・強化】

- 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。
- 効果的な運営の継続
  - ・ 市町村の定期的な評価
  - ・ 拠点等の取組情報の公表(普及・啓発)

### 【都道府県の役割】

- 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

## 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(令和3年4月1日時点) ※速報値

※ 障害福祉課調べ

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和3年4月1日時点で、922市町村(うち、圏域整備：118圏域501市町村)(速報値)において整備されている。(全国の自治体数：1741市町村)

※令和2年4月1日時点整備状況 469市町村(うち、圏域整備：66圏域272市町村)

### ① 地域生活支援拠点等の整備数(全国1741市町村の状況)

令和3年4月1日時点で整備済み	922市町村 (53.0%) ※圏域整備：118圏域501市町村
令和3年度末までに整備予定	182市町村 (10.5%)
令和4年度に整備予定	120市町村 (6.9%)
その他	517市町村 (29.7%)

### ② 整備類型について(令和3年4月1日時点整備済み922市町村の状況)

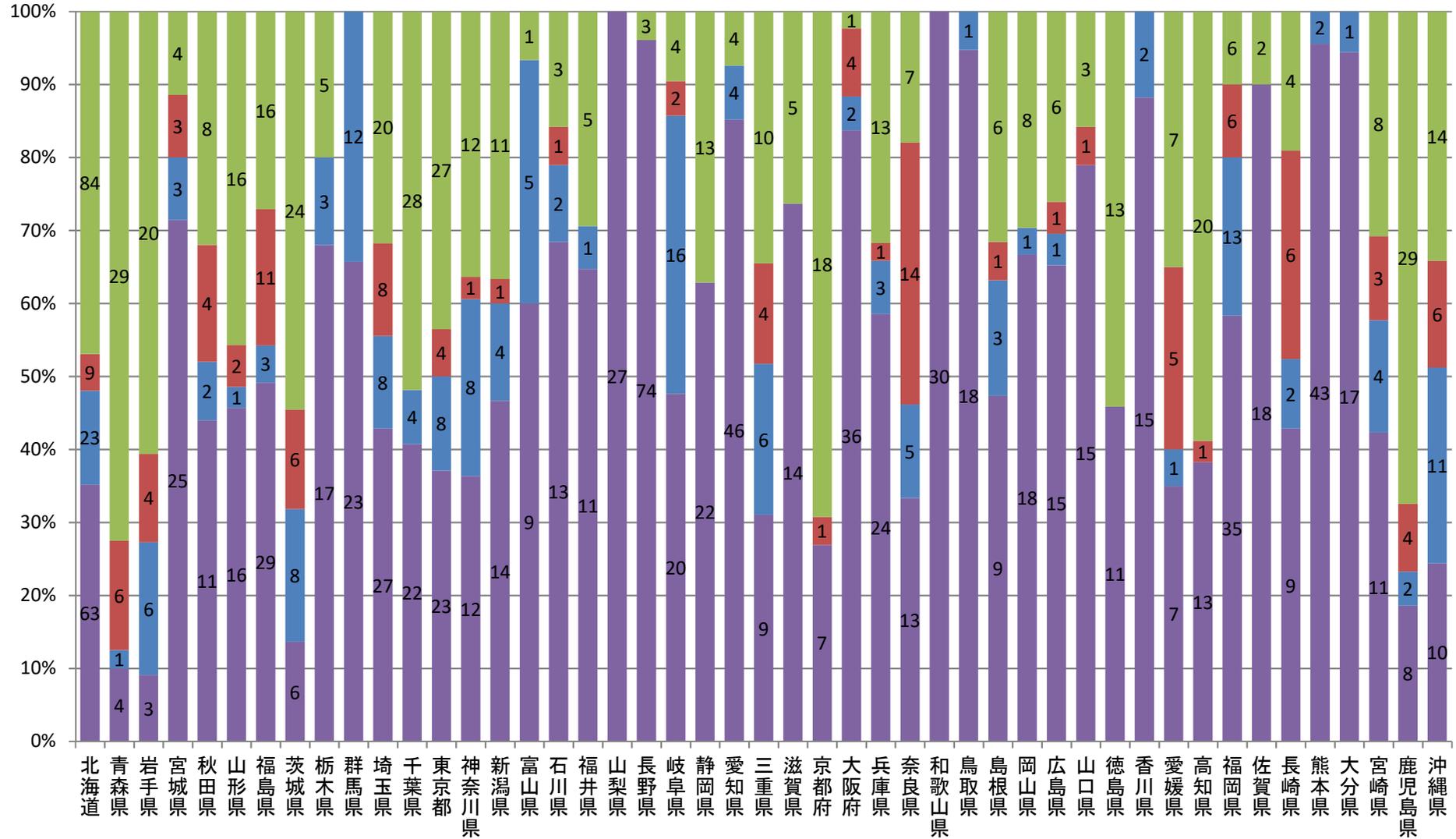
多機能拠点整備型	38市町村 (4.1%)
面的整備型	810市町村 (87.9%)
多機能拠点整備型+面的整備型	74市町村 (8.0%)

(課題等)

※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「専門的人材の養成・確保」「緊急時の受入・対応」との回答が多くあった。

# 地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況(市町村数及び割合)

- その他
- 令和4年度に整備予定
- 令和3年度末までに整備予定
- 令和3年4月までに整備済



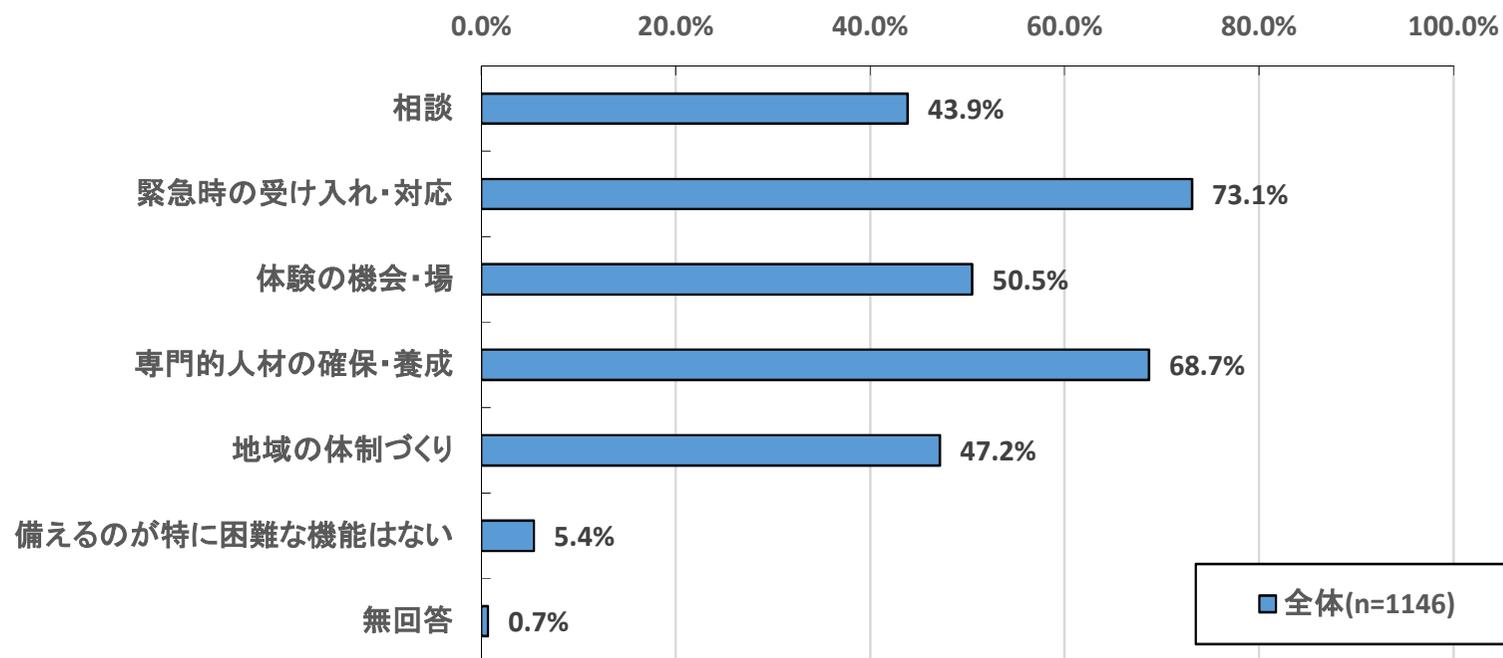
## 地域生活支援拠点等の人口規模別の整備状況(市町村数及び割合)



## 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査 (令和元年度障害者総合福祉推進事業)

○ 令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「未整備」と回答した市町村を対象として、備えるのが特に困難な機能をみると、「緊急時の受け入れ・対応」が73.1%で最も多く、次いで「専門的人材の確保・養成」が68.7%の順で多かった。

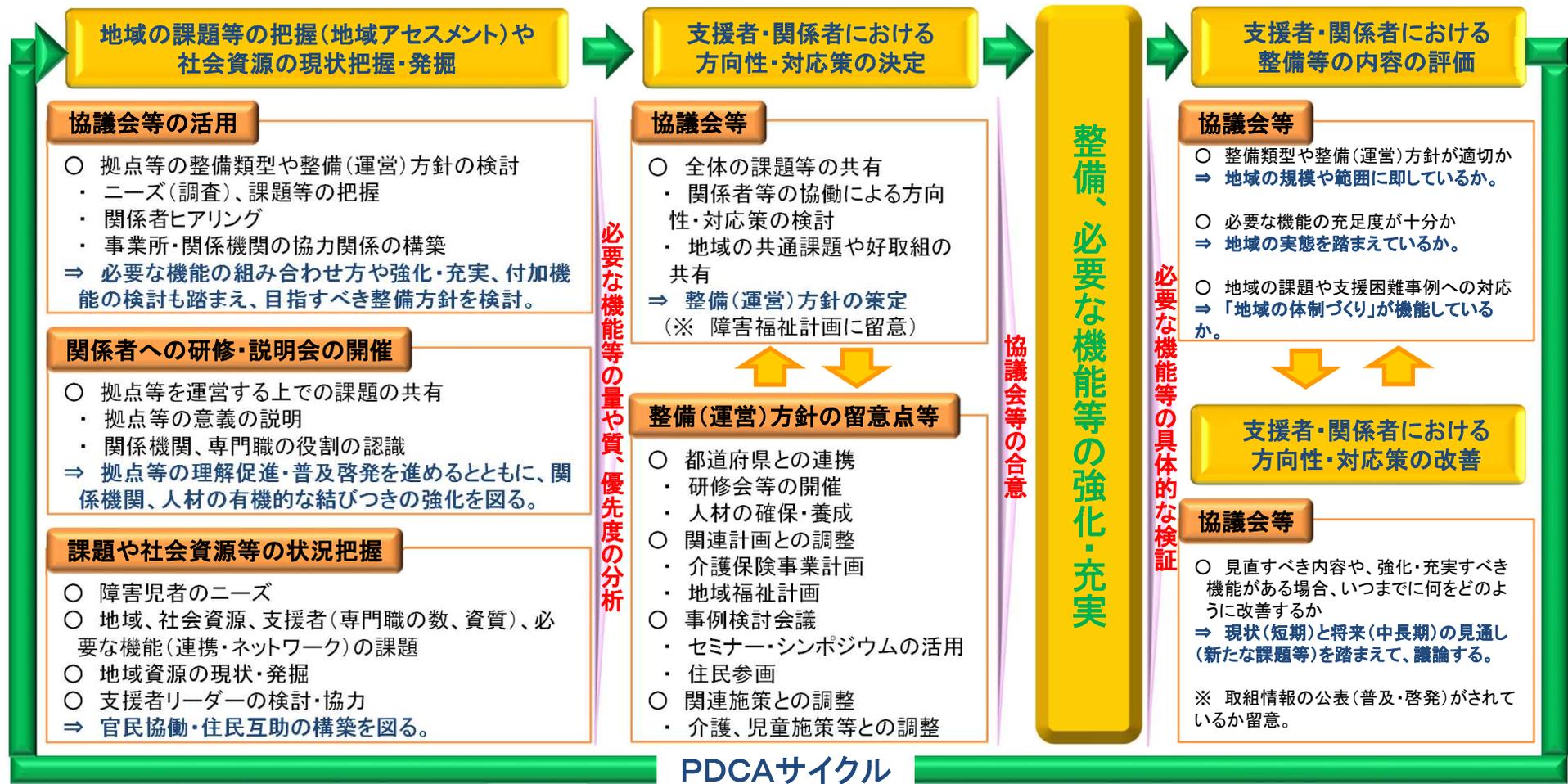
備えるのが特に困難な機能【令和元年10月1日時点で「未整備」】〔複数回答〕



## 地域生活支援拠点等の整備、必要な機能の強化・充実のプロセス（イメージ）

○ 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域アセスメントを十分に行い、支援者・関係者が一体となって整備するとともに、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足について、PDCAサイクルの視点で、継続的に検証・検討を行う必要がある。

⇒ **必要な機能等の強化・充実を図ることで、地域生活支援体制の推進につながる。**



# 地域生活支援拠点等の整備の推進に向けた取組

## 主な取組

### (現状の取組)

#### ○市町村への働きかけ

- ・第6期障害福祉計画の基本指針において「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」を掲げ、計画的整備・機能の充実を推進
- ・都道府県主管部局長会議や通知の発出等により、市町村に地域生活支援拠点等の整備の推進や機能の充実を周知
- ・地域生活支援拠点等の整備状況について、毎年度調査を実施し、市町村別の整備状況を公表

#### ○好事例集の作成・周知

- ・地域生活支援拠点等の好事例をとりまとめて周知（厚生労働省ホームページに掲載）

#### ○施設整備費補助における優先的な整備

- ・地域生活支援拠点等の機能を担うグループホームや短期入所事業所等について優先的な整備の対象

#### ○地域生活支援事業費等補助金の活用

- ・地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置や、緊急一時的な宿泊や一人暮らしに向けた体験宿泊の居室の確保について補助対象

#### ○報酬の充実

##### (平成30年度報酬改定)

- ・市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所について、コーディネーターを担う相談支援専門員を配置して短期入所事業所への緊急時の受入れ対応を行った場合や、支援困難事例等の課題検討を通じて他の障害福祉サービス事業者と共同して必要な支援を行い協議会に報告した場合に評価
- ・市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた地域移行支援事業所等について、障害福祉サービスの体験利用の支援や体験宿泊の支援を行った場合に評価

##### (令和3年度報酬改定)

- ・市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や訪問系サービス事業所等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価

### (今後の取組)

#### ○地域生活支援拠点等の評価指標の開発（令和3年度障害者総合福祉推進事業）

- ・地域生活支援拠点等の運営実態の検証のための調査を実施するとともに、地域生活支援拠点等の評価指標の開発を予定

## 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

- 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

<地域生活支援拠点について>

- ・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- ・ 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

（参考）全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がありうる  
 令和2年4月時点における整備状況 468市町村（うち、圏域整備：65圏域268市町村）  
 令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村（うち、圏域整備：141圏域567市町村）

### 地域生活支援拠点等



### 緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

### 緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入れに限らない）。

【新設】

- 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

（参考）地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）

（計画相談支援・障害児相談支援）地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月（月1回限度）  
 （地域移行支援）障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

# 地域移行のための安心生活支援

## 事業概要

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。

※市町村地域生活支援事業(任意事業)として実施 【平成23年4月創設】

## 具体的事業

※ 地域生活支援拠点等における活用が可能

居室確保事業 (緊急一時的な宿泊・体験的宿泊)	緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。
コーディネート事業	地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

※経過的处理

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン(地域移行推進重点プラン)を作成し、これに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された「地域移行支援」、「地域定着支援」の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

緊急時相談支援事業	夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。
緊急時ステイ事業	緊急一時的な宿泊場所を提供する。
地域生活体験事業	地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供する。

## 実施状況

実施自治体数:127(前年度実績:108)(出典:令和元年度 事業実績報告)